

令和3年度公募型プロポーザル方式による
「東大阪市公園灯LED交換長期賃貸借業務」
提案実施要項

令和3年7月
東大阪市土木部公園課

東大阪市公園灯LED交換長期賃貸借業務提案実施要項

東大阪市では、下記のとおり東大阪市公園灯LED交換業務の提案者を募集します。

記

1. 目的

東大阪市の公園灯は、市にて維持管理をしており、近年はLED照明灯を順次導入しているが、未だ導入率は低く、水銀灯・蛍光灯などを光源とする照明灯を多く使用している。

SDGsの理念のもと明るいまちづくりの構築や温室効果ガスの排出量削減および消費電力量を削減することで本市の電気料金負担の節減、維持管理費の削減による財政負担の軽減を目的として、東大阪市公園灯LED交換長期賃貸借業務の提案者の募集を行うものである。

募集にあたっては、民間企業のノウハウ、資金、技術力を活用した賃貸借方式により実施するものとし、工事・維持管理に関する提案を受け、本市にとって最も効果をもたらすと考えられる提案者を選定する為、公募型プロポーザル方式により募集を行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「最優秀提案者」という）を優先交渉権利者として、本市と事業契約の締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、事業に係る契約の締結、事業の実施を行っていくものとする。

2. 事業名称

東大阪市公園灯LED交換長期賃貸借業務（以下、本業務という。）

3. 事業概要

契約方式及び契約年数

- (1) 賃貸借契約（付帯サービス付き）

契約年数 10年間

- (2) LED公園灯への改修等

契約締結日の翌日から令和4年3月31日

なお、個々の機器等の設置が完了した時点から供用を開始することとし、リース開始日までに障害が発生した場合には、契約事業者の責において補修等を行うものとする。

- (3) LED公園灯賃貸借（期間中の維持管理・修繕等を含む）

令和4年4月1日から令和14年3月31日（10年間）

4. 事業場所

東大阪市内の都市公園、児童遊園他

5. 事業内容

事業者は、既存公園灯及びトイレ照明灯(以下、「公園灯等」と言う)の実際の設置状況を踏まえた提案を基に、賃貸借方式によるLED照明灯への交換及び付帯サービス(維持管理)について、本市と合意した内容で契約を締結し、本事業の契約期間内においてLED公園灯設備など(以下「本設備」という。)を善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により、以下の業務を行うものとする。

- (1) 既設公園灯等の現地調査及び電力契約との照合並びに既設公園灯等管理データの更新
- (2) 現地調査に基づくLED照明灯具の選定
- (3) 現地調査時における既設ポール等の目視点検結果の報告
- (4) 電力契約の照合・申請・変更手続き
- (5) LED照明灯具の交換に関する計画、設計、施工、施工管理およびその関係業務
- (6) 撤去した照明灯灯具等の撤去・リサイクル・廃棄処分
- (7) 削減される電気料金およびCO2排出量データの作成(事業効果の検証)
- (8) 東大阪市公園照明灯台帳作成業務及び更新データの納品
- (9) 公園灯の管理プレートの設置
- (10) 賃貸借期間中の維持管理・保証(無償修繕等)
- (11) その他上記の業務に付随する業務

6. 対象予定数量

(1) 公園灯

灯具等区分	全体数量(灯)	既設LED(灯)	本業務交換数量(灯)
公園灯(10Wまで)	3	0	3
公園灯(20Wまで)	150	32	118
公園灯(40Wまで)	161	32	129
公園灯(60Wまで)	21	0	21
公園灯(100Wまで)	72	0	72
公園灯(200Wまで)	174	0	174
公園灯(300Wまで)	680	50	630
公園灯(400Wまで)	37	0	37
合計	1,298	114	1184

※令和3年3月末現在の数値である。

※公園灯の調査や確認業務の際に総数が増減した場合、その増減後の数量で変更契約するものとする。

(2) トイレ灯

灯具等区分	数量 (灯)
トイレ灯 (10W まで)	4
トイレ灯 (20W まで)	102
トイレ灯 (40W まで)	176
トイレ灯 (60W まで)	9
合計	291

※令和3年3月末現在の数値である。

※公園灯の調査や確認業務の際に総数が増減した場合、その増減後の数量で変更契約するものとする。

7. 提案限度額

132,000,000円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

※消費税は10%として計算するもの。

8. 応募者の資格

- (1) 当該プロポーザルに参加できる者 (提案者になろうとする者) は、本事業を行う能力を有する単独企業またはグループ(複数の企業の共同体)とする。
- (2) グループで応募する場合は、統括役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業遂行の責を負うものとする。また、応募者の構成員をすべて示し、各々の役割分担を明確にする。
- (3) 応募者は、応募を含むそれ以降の提案及び契約等に関する諸手続きを行う。
- (4) 応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合、グループとしてこれらの要件を満たすこと。
 - ① 応募者または応募者の構成員(以下「応募者等」という。)のいずれかは、令和3年度東大阪市内入札参加有資格者名簿に登載されていること。
 - ② 応募者等のいずれかは、大阪府内に本店、支店または営業所を有するものであること。
また、グループで応募する場合の施工管理・維持管理役割会社については、大阪府内に本店、支店または営業所を有するものであること。
 - ③ 応募者等は、平成28年度から令和2年度の5年間の間に公共事業として発注された公園照明灯または道路照明灯・防犯照明灯のLED交換工事实績があり、その内容について本市が提出を求めた際は、必要書類の提出ができること。2000灯以上の実績。
 - ④ 応募者等のいずれかは、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づき、電気工事業として特定建設業の許可を受けているもの。また、同法26条の規定による電気に係る監理技術者を持つ者を配置できること。
 - ⑤ 応募者等のいずれかは、品質マネジメントシステムISO9001及び環境マネジメントシステムISO14001またはエコアクション21の認証を取得していること。

- ⑥ 応募者等は、参加表明書および資格確認書により、本提案実施要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ⑦ 応募者等は、事業運営・維持管理を円滑に行うため迅速に対応ができること。

9. 応募者の制限

次に掲げる者は応募者等となることができない。

- (1) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者。
- (2) 商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てをしている者。
- (4) 申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者。
- (5) 不正な手段を用いて本業務を誹謗し、または業務の公正な進行を妨げる若しくは妨げた者。
- (6) 最近 1 年間の法人税、事業税、地方税を滞納している者。
- (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当している者。
- (8) 東大阪市入札参加者指名停止基準に基づき、指名停止措置を受けている者。
- (9) 東大阪市暴力団排除条例（平成 24 年東大阪市条例第 2 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当している者。

10. 応募に関する留意事項

- (1) 費用負担
応募に関する全ての書類作成および提出にかかる費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の取扱い・著作権
提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として提出書類は、返却しない。また、本市は本業務以外の目的で提出書類を使用したり情報を漏らしたりすることはない。尚、応募者の提出した書類のうち、最優秀提案者の提出書類の著作権に関しては、契約時点で本市に帰属するものとする。
- (3) 特許権
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護され、第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- (4) 本市からの提出資料の取扱い
本市が提出する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (5) 応募の複数提案の禁止
応募者は、1 つの提案しか行うことができない。
- (6) 提出書類の変更の禁止
提出した書類の変更はできない。尚、本提出書類について、後日、参考資料を求めること

がある。

(7) 構成員の複数グループ兼務の禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることができない。また、同一資本の会社についても他の応募者の構成員となることができない。

(8) 虚偽の記載の禁止

参加表明および提案書に虚偽の記載または重要な事項の記載をしなかった場合は、参加表明または提案書を無効とする。

11. 事業者選定の流れ

(1) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を電子メール及び文書で要請する。

(2) 最優秀提案者等の選定

選定委員会により提案内容をプレゼンテーションにて審査し、最優秀提案1者及び優秀提案1社を選定する。

(3) 詳細協議

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、最終提案書の作成及び契約を締結するまでの諸条件について、本市との詳細協議を進めるものとする。

(4) 事業者の選定

優先交渉権者は本市との協議を行い、協議が整えば長期賃貸借契約を締結し、契約事業者となる。優先交渉権者との協議が整わない場合は、優秀提案をした者との詳細協議を行う。なお、契約までの費用については、交渉権者の負担とする。

12. プロポーザル実施要項等の配布

(1) 東大阪市公園灯LED交換長期賃貸借業務提案実施要項・仕様書等の配布場所

東大阪市土木部公園課

東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL：06-4309-3228（直通）

FAX：06-4309-3836

メールアドレス：koen@city.higashiosaka.lg.jp

(2) 配布期間

令和3年7月26日(月)まで

午前9時から午後5時まで

ただし、平日、正午からの45分間と土、日、祝日を除く。

13. 事業スケジュール

募集から事業完了までのスケジュールは下記のとおりとする。

実施要項等に関する質問受付	令和3年7月19日～令和3年7月26日
質問への回答	令和3年7月30日
参加表明書および資格確認書類の受付	令和3年7月30日～令和3年8月12日
参加資格確認結果の通知および提案提出要請	令和3年8月16日
提案書の提出期限	令和3年8月16日～令和3年9月3日
応募者のプレゼンテーションおよび最優秀提案者の選出	令和3年9月上旬
委託契約の締結	令和3年9月中旬
LED交換工事	令和3年10月上旬～令和4年3月31日
賃貸借契約期間	令和4年4月1日～令和14年3月31日

14. 長期賃貸借業務募集の手続き

(1) 実施要項の配布

実施要項は、本市のホームページにて公表する。

(2) 実施要項に対する質問受付・回答

実施要項及び資料に関する質問及び回答は、次のとおりとする。

- ① 質問は、質問書(様式第1号)を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。質問1件につき1枚提出(送信)する。なお、電子メール送信の際は、件名を「東大阪市公園灯LED交換長期賃貸借業務質問書」と記載することとし、メール送信後に電話(開庁日の午前9時から午後5時)にてメールの到着を確認すること。

メールアドレス：koen@city.higashiosaka.lg.jp

② 受付期間

令和3年7月19日(月)から令和3年7月26日(月) 午後5時まで

③ 質問への回答

回答は、提出された質問をとりまとめ令和3年7月30日(金)に本市ホームページで公表することとし、口頭による個別対応は一切行わない。また本業務の趣旨からかけ離れている質問への回答は行わないものとする。なお、回答は本提案実施要項と一体のものとして同等の効力をもつものとする。

(3) 参加表明書および資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書および資格確認に必要な書類を持参する。

① 受付期間および受付時間

令和3年7月30日(金)から令和3年8月12日(木)

開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

② 受付場所

東大阪市土木部公園課

東大阪市荒本北1丁目1番1号 14階

③ 提出書類

ア 参加表明書（様式第2号）

参加の代表者名で申し込むこと。

イ グループ構成表（様式第3号）

グループで応募の場合は、構成員をすべて明らかにし、各々の役割分担（事業統括、調査、機器の製造、設計・施工・施工管理、維持管理）を記載すること。また、グループで応募する場合は、構成員で交わされた合意書（連帯して保証する旨が記載されたもの）の写しを添付すること。

ウ 会社概要（様式第4号の1）

エ 企業状況表（様式第4号の2）

オ 業務実績表（様式第4号の3）

すでに施工が完了した実績

カ 各役割の責任者業務実績表（様式第4号の4）

キ 誓約書（様式第5号）

暴力団関係

（4）参加資格確認

参加資格および応募条件をすべて満たした応募者に対し令和3年8月16日（月）に郵送にて送付し、企画提案を要請する。

（5）提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、本市が提供する「14（6）配布資料」に示す資料を基に本業務提案書を作成し東大阪市土木部公園課へ持参すること。

① 受付期間

令和3年8月16日（月）から令和3年9月3日（金）まで

開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

② 受付場所

東大阪市土木部公園課

東大阪市荒本北1丁目1番1号 14階

（6）配布資料

①市内公園位置図

②公園灯調書【参考】

③公園灯写真【参考】

（7）参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第6号）を1部、東大阪市土木部公園課に持参または郵送（必着）で提出すること。

15. 提案書における提示条件

応募者は、次の条件に基づき、提案書を作成する。

- (1) 提案額が本市の希望する提案限度額以下であること。
- (2) 本市のスケジュールに基づき事業を実施できること。
- (3) 事業者の資金により公園灯等のLED照明交換を行い、毎年度の賃貸借契約額が定額であること。
- (4) 「東大阪市公園灯LED照明交換長期賃貸借業務仕様書」で定めるとおり業務を遂行すること。
- (5) LED灯具以外に業務を実施するうえで必要な設備(器具等)についても対応すること。
- (6) 既設および新設される公園灯等についても長期賃貸借契約機器同様、契約終了まで維持管理を行うこと。
- (7) 本市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行い、維持管理にかかる経費は原則として事業者が負担すること。
- (8) 契約期間終了後の本設備の所有権は本市に帰属するもの。
- (9) 「13 事業スケジュール」で示した工事期間内に事業者の責により工事が完了しない場合公園灯LED交換工事が完了するまで、電気料金を含む遅延に起因する費用は事業者が負担すること。
- (10) その他、この要項に定めることその他、本提案の募集等の実施にあたって必要な事項または変更事項が生じた場合には、応募者に通知する。

16. 提案を求める事項

応募者は、本業務遂行において次の事項について提案すること。

- (1) 事業体制
業務方針、実施体制、事業継続性、緊急時の対応体制、実施工程(関西電力への申請を含める)等
- (2) 調査
現地調査、電力契約との照合ならびに既設公園灯管理データの更新ならびに現地調査時における既設ポールの目視点検結果の報告方法
- (3) 灯具及び器具類の選定方針
市内各公園の規模や機能、利用形態に合ったLEDに交換する灯具や付随する取り付け金具等の選定方法、選定基準および想定している灯具メーカーの一覧
- (4) 品質管理及び灯具の耐用年数
- (5) 環境・経済効果(可能な限り数値で示すこと)
- (6) 施工方法及び廃棄処理する灯具等の処理方法
- (7) 地域への配慮
作業の安全確保及び地域への周知、苦情や事故等への管理体制や対応
- (8) 維持管理
灯具に不具合があった時の対応・管理体制および照明灯管理台帳の更新方法等
リース設備、既設LED公園灯及び今後新設する公園灯の維持管理方針
- (9) 東大阪市内業者の活用や地域経済への活性化貢献方針

- (1 0) 賃貸借期間終了後の対応
- (1 1) 交換業務価格・維持管理費用（税込）
- (1 2) LED 交換にあたって独自の追加提案等

17. 提案提出書類作成要領

(1) 提出書類

- ① 提案書提出届（様式第 7 号）
グループの場合は、代表者名で作成し提出すること。
- ② 提案総括表（様式第 8 号）
業務実施方針、実施体制(市内業者の活用を含む)、全体スケジュールなどの提案全体の概要を記載するとともに創意工夫している事項について記載すること。
- ③ 現地調査及び電力契約の調査・照合等に関する提案書(様式第 9 号)
 - ・現地調査実施方針
 - ・既設公園灯(既設 LED 照明を含む)の位置や設備の調査方法
 - ・現地と電力契約データとの照合及び不一致が生じた場合の解消方法
 - ・既設公園灯台帳データの更新に関して記載すること
 - ・既設ポール等の目視点検結果の報告に関して記載すること
- ④ 使用機器提案書（様式第 1 0 号）
 - ・調査結果に基づく器具の選定方針(周辺環境考慮や既設灯具への配慮等)
 - ・想定している器具・ランプメーカーの一覧(規格、品質を証明できる資料を添付)
 - ・品質管理体制及び灯具の耐用年数を明記すること。
 - ・想定機器による電気代削減効果及び電気使用量の具体的な削減量及び CO2 の削減量を記載すること。また、灯具仕様に基づいた内容及び数値的根拠についても記載すること。
- ⑤ 工事中の対応・廃棄計画書(様式第 1 1 号)
 - ・交換業務の実施方針
 - ・交換業務におけるスケジュール及び実施体制
 - ・地域への配慮(住民への周知、光害への対応等)
 - ・交換業務における安全管理・工程管理等に関して記載すること
 - ・既設設備撤去後の処理方法を記載すること
 - ・電力会社への変更申請方法を記載すること
- ⑥ 維持管理等提案書（様式第 1 2 号）
 - ・既設公園灯も含めた維持管理及び今後 1 0 年間に於いて新設(約 5 0 灯)する公園灯も含めた維持管理計画内容について記載すること
 - ・導入する公園灯台帳について記載すること
- ⑦ 契約終了後の対応（様式第 1 3 号）
- ⑧ 市内業者活用に関する提案書(様式第 1 4 号)
- ⑨ その他提案書（様式第 1 5 号）
- ⑩ 見積額提案書（様式第 1 6 号）

器具費(付属品を含む)、交換業務費及び処分費、事前調査費(公園灯台帳作成費も記載)電力会社申請費、維持管理経費(公園灯台帳システムの維持を含む)に分けて記載すること。なお、器具費及び交換業務費については、詳細な内訳書を添付すること。(様式は任意とする。)

(2) 作成要領

① 一般的事項

- ア 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、すべて横書きとする。なお、原則としてフォントは MS明朝体 11ポイントで統一すること。
- イ 提案書提出届(様式第7号)により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類をA4縦長ファイルに閉じたものを10部提出すること。
- ウ 各提出書類には、各ページの下中央に提出書類ごとの通し番号をふること。
- エ CO2排出係数は、関西電力2019年度実績を使用すること。

18. 審査

提出された提案書(要件を満たしているもの)についてプレゼンテーションを受け、審査基準に基づいて採点した結果、最も高い評価を得た事業者を最優秀提案者として決定する。

(1) 開催日時及び開催場所

令和3年9月上旬(詳細については別途通知する。)

(2) プレゼンテーション内容

提出した提案書の内容を具体的に説明することを主とし、必要に応じて補足するものとする。なお、プレゼンテーションは1社あたり40分間(説明30分間、質疑応答10分間)程度とする。

(3) 注意事項

審査当日は、プロジェクター及びスクリーンのみ東大阪市が準備する。

パソコン、その他説明に必要な物は、参加者が用意すること。

- ① 機器の設置はプレゼンテーション開始時間までに行うこととし、開始時間を過ぎた場合は、所要時間に含めるものとする。
- ② 提出した提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認めない。
- ③ 指定した時間に遅れた場合は、失格とする。
- ④ プレゼンテーションの出席者は4名以内とする。
- ⑤ プレゼンテーション審査時期にコロナウィルス等の影響で開催が困難な場合は、プレゼンテーション審査は実施せず、提案書のみで審査を行う可能性がある。その場合は、別途通知する。

19. 審査結果通知

審査結果については最優秀提案者(優先交渉権者)の決定後速やかに提案者全員に通知する。

その通知には最優秀提案者の評価合計点数と当該提案者の評価合計点数を記載する。

20. 検査

交換作業完了後、灯具が使用できる状態で、本市が立会の上、検査を受けること。
また検査に当たって必要とする書類・図面・写真等を本市と事前に調整し作成すること。
検査に要する費用は全て受託者の負担とする。

21. 維持管理

賃貸借物の保証期間は、賃貸借物が正常に使用可能となった日から契約期間終了日までとする。保証期間中に異常・破損・故障が発生した場合は、正常に機能するように復旧するものとする。この費用については受注者の負担とする。

22. 留意事項

- (1) 本提案に関する一切の費用については、参加者の負担とする。
- (2) 参加者は業務の遂行上知り得た情報は、他人に漏らさないこと。
- (3) 本要項及び仕様書に記載されている内容は遵守すること。
- (4) 担当者の連絡先を必ず明記すること。
- (5) 提出書類は返還しない。
- (6) 提出された提案書は、参加者に無断で本件以外に使用しない。
- (7) 提出期限後の問い合わせ、書類の追加や修正には応じない。
- (8) 提出された提案書は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- (9) 選考の段階で提案の虚偽、不正及び違反が認められた提案者は、直ちに失格とする。
- (10) プロポーザル提案者の審査経過については一切公表しない。また、審査結果に対しての意義申し立ては受け付けない。
- (11) 参加表明書、資料、提案書等に虚偽の記載をした場合において、東大阪市入札参加者指名停止処分に基づき指名停止措置を行うことがある。
- (12) 提案者が1者であった場合も、プレゼンテーションを実施し、評価した結果、基準点に達しているかを判定する。

以上

別紙 1

予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			本市	事業者	
共通事項	募集要領の誤り	募集要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○	
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議		
	保険	維持管理期間のリスク保証をする保険		○	
	事業の中止・延期	本市の指示		○	
		周辺住民の反対による事業の中止・延期		協議	
		許認可のうち、事業者が取得すべきものの取得遅延によるもの			○
		本市の不注意等による遅延によるもの		○	
事業者の事業放棄、破綻によるもの				○	
	本市の事業放棄によるもの		○		
調査・計画	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期	協議		
	物価	急激なインフレ・デフレ	協議		
	設計変更	本市の指示条件・指示不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断によるもの		○	
	資金調達	必要な資金の確保に関するもの		○	
工事	第三者賠償	調査・工事における第三者への損害賠償義務		○	
	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期	協議		
	用地の確保	資材・廃材置き場の確保		○	
		PCB含有安定期の選別作業の確保		○	
	設計変更	本市の指示条件・指示不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断によるもの		○	
	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延	○		
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延		○	
	性能	要求仕様不適合		○	
	施設損害	引渡し前に工事目的物などに関して生じた損害		○	
引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害			○		
維持管理	設計変更	用途の変更等、本市の責による事業内容の変更	○		
		事業者が必要と考える計画変更		○	
	立ち入りの許可	必要な施設への立ち入り許可がない場合の事業未遂行	○		
	維持管理費	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大		○	
	設備の損傷	事業者の故意・過失又は施設に起因する設備の損傷		○	
		上記以外		○	
	施設損傷	事業者の故意・過失又は施設に起因する施設・設備の損傷		○	
		上記以外		協議	
契約不適合責任	設備に関する隠れた契約不適合の担保責任		○		

東大阪市公園灯LED交換長期賃貸借業務 採点表

※提案書

	項番	評価項目	様式	留意事項	得点(0~10) 10:大変優れた内容である 8:優れた内容である 6:妥当な内容である 4:やや不十分である 2:不十分である 0:(提出がない場合)	重み	得点
実績	1	同種業務の受注実績	様式第4号の3	・ 地方公共団体における公園灯等のLED化事業の実績が多くあるか。		2	20
	2	事業実施体制	様式第4号の4 様式第8号	・ 本事業の専門性に対応した実施体制を構築しており、長期にわたり事業を安定して遂行できる体制をとれているか。 ・ 業務内容がわかりやすくまとめられており、創意工夫している点が記載されているか。		3	30
	3	事業の安定性の確保	様式第8号	・ リスク発生時において、本事業の実施や市の行政事務への影響を最小限に抑える工夫や配慮がされているか。		2	20
	4	現地調査	様式第9号	・ 現地調査において、既存照明灯の電力契約内容が異なる場合には整合を図るなど、調査手法の具体的な提案がなされているか。 ・ 既設ポール等の目視点検結果の報告について、危険度の判断についての提案があるか。		3	30
	5	機器の選定・設計	様式第10号	・ 機器選定の設計において、公園の規模や機能、利用環境にあったLED照明灯器具の選定基準が明確であり、景観性、経済性の検証が具体的かつ妥当性のある提案がなされているか。		4	40
	6	品質管理	様式第10号	・ 品質管理体制及びその実施において具体的に示されており、品質及び納品数量を確保した生産計画がなされているか。 ・ 灯具の耐用年数が明記されているか。		2	20
	7	事業効果	様式第10号	・ 本市にとって経済性が高く、妥当性のある提案がされているか。 ・ LED化リース事業費だけでなく、電気料金及びCO2排出量等の事業実施による効果がわかりやすくまとめられているか。		4	40
	8	リース設備の施工・廃棄	様式第11号	・ 施工において具体的な方法が記載されているか。また、施工管理体制の記載及び本市の検査を受けるうえでの有効な提案があるか。 ・ 施工スケジュールについて具体的に示されており、期間中に確実に完了できる工程が組まれているか。 ・ 既設設備撤去後の処理方法が具体的に記載されているか。		3	30
	9	維持管理	様式第12号の1 様式第12号の2	・ 既設及び新設される公園灯も含めた維持管理計画内容であり適切な内容であるか。 ・ 不具合(故障、改善)発生時の連絡を受けてから復旧までの期間及びそのための設備・体制等が具体的に提案されているか。 ・ 照明灯台帳の更新等、長期にわたる維持管理計画が具体的であり、有効と認めら		3	30
	10	賃貸借契約終了後の対応	様式第13号	・ 契約期間終了後における受注者作成の管理データ等の提供などについて具体的な記載があるか。また、本市が引き続き管理していく上での配慮があるか。		2	20
	11	地元企業の選定	様式第14号	・ 地元企業の選定における市内企業の活用について十分配慮していると認められるか。		2	20
	その他	12	独自提案について	様式第15号	・ 会社独自の提案があり、具体的であり有効なものであるか。 ・ 日常業務で発生する疑問、課題、懸念事項などに対して迅速な相談対応・改善提案・技術支援等の記載があるか。		2

合計

320

※プレゼンテーション

	項番	評価項目	留意事項	得点(0~10) 10:大変優れた内容である 8:優れた内容である 6:妥当な内容である 4:やや不十分である 2:不十分である 0:(不参加の場合)	重み	得点
プレゼンテーション	1	本業務に対する取組姿勢	・ 本業務に対する積極的な取り組み意欲が感じられるか		1	10
	2	プロジェクト遂行能力	・ 提案事業者は、各種要件の確定などを本市の立場にたった考え方で実施することが期待できるか		1	10
	3	コミュニケーション能力	・ 質疑に対する返答、対応は明確であり、本市との円滑なコミュニケーションが期待できるか		1	10

合計

30

※価格点

	項番	評価項目	様式	留意事項	提示価格	最低提示額	得点
提示額	1	提案価格(税込み)	様式第16号	・ 最低提示価格/貴社提示価格×150 なお、小数点第1位を四捨五入する。			150

合計

150